# コールセンター業務委託契約書

株式会社ディメンションブレイク(以下「委託者」という。)と、株式会社シルエットナイト(以下「受託者」という。)とは、委託者が運営するコールセンター業務を受託者に委託することに関し、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(委託業務の内容)

- 1. 委託者は、受託者に対し、以下の業務(以下「本件業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。
  - (1) コールセンターにおける電話対応業務
  - (2) その他付帯業務
- 2. 本件業務の開始日及び具体的内容については、委託者受託者間で別途協議の上、書面 (電磁的記録を含む。)にて作成される別紙「業務仕様書」において確定する。
- 3. 受託者は、本件業務に携わる作業従事者(以下「スタッフ」という。)を受託者の裁量にて選任する。
- 4. スタッフに対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令は、受託者が行う。

#### 第2条(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

- 1. 委託者は、本件業務の遂行上必要な資料等(以下「資料等」という。)を受託者に貸与し、また本件業務の遂行上必要な情報を提供する。
- 2. 受託者は、委託者より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し、本件業務の遂行以外の目的に使用しない。
- 3. 受託者は、委託者より貸与された資料等を本件業務の遂行以外の目的で複写・複製・編集 等を行わない。
- 4. 受託者は、委託者より貸与された資料等について、本契約が終了したとき又は委託者の指示により、返却又は廃棄する。なお、その際の費用は受託者の負担とし、委託者の求めにより受託者は直ちに廃棄証明書を提出する。

### 第3条(報告義務)

- 1. 受託者は、委託者に対し、本件業務の毎月の遂行状況について、翌月5日までに作業仕様書に定める方式に基づき報告する。
- 2. 前項にかかわらず、受託者は、本件業務の遂行に支障をきたすおそれのある事由が生じた場合、又は、委託者に損害を生じさせるおそれのある事由が生じた場合は、直ちに委託者に書面又は電磁的方法により報告する。
- 3. 委託者は、本件業務の具体的な実施状況について特に確認する必要があると判断したときは、受託者に対し、その必要性を明示した上で個別に報告を求めることができる。

#### 第4条(事故処理)

委託者及び受託者は、本契約に基づく本件業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、委託者及び受託者が協力してその解決処理にあたる。

### 第5条(権利の帰属)

- 1. 本件業務の遂行に際して受託者が作成したドキュメント、データベース、その他の著作物に関する権利は全て受託者に帰属する。ただし、本件業務の遂行の結果作成される、委託者の顧客に関するデータベースその他の資料については、第6条に定める委託料の支払いが履行されることを条件として、本契約終了時において無償にてその著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他一切の権利を委託者に譲渡する。
- 2. 前項の資料又は情報にかかる著作物について、受託者に著作者人格権が発生する場合であっても、受託者は当該著作者人格権を行使しない。
- 3. 本条に基づく権利の帰属等の対価は、第6条に定める委託料に含まれる。

#### 第6条(委託料)

- 1. 委託者は、受託者に対し、本件業務の対価として、別紙「業務仕様書」に定める料金(以下「委託料」という。)を次の各号に定める方法により支払う。
  - (1) 受託者は、毎月末日締めで当該月の委託料を算定して委託者宛の請求書を翌月5日までに発行する。
  - (2) 委託者は、前項に従って請求書を受領した場合、受託者に対し、当該請求書を受領した月の末日までに、委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、委託者の負担とする。
- 2. 委託者が前項の振込み以外の方法で委託料の支払を行う場合には、別紙「業務仕様書」の「8. 備考」に支払方法を定め、当該支払方法にて支払を実施する。

#### 第7条(再委託)

受託者は、委託者より委託された本件業務の一部又は全部を第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、事前に委託者に対し再委託先の名称、再委託業務の概要その他の必要情報を書面又は電磁的方法により通知する。また、受託者は、本契約に基づく受託者の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせることとし、再委託先の責に帰すべき事由により委託者に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して委託者に対して損害を賠償する。

#### 第8条(管理者の配置)

- 1. 受託者は、本件業務の履行について、委託者との連絡調整をするために管理者を選任し、 管理者をして以下の各号に定める業務を行わせる。
  - (1) 本件業務の履行に関する委託者との連絡及び調整
  - (2) スタッフに対する本件業務に係る指揮命令
  - (3) スタッフの規律秩序の保持その他本件業務の処理に関する事項
- 2. 受託者は、前項に定める管理者を変更した場合、委託者に速やかに報告しなければならない。

### 第9条(秘密保持)

- 1. 委託者又は受託者は、本契約の存在及びその内容、相手方から開示された相手方の営業 上及び技術上その他一切の情報(以下総称して「秘密情報」という。)について秘密を保持 し、本件業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、かつ、相手方の事前の書 面による承諾なく、自己の役員及び従業員以外の第三者に秘密情報を開示若しくは漏洩し てはならない。当該秘密保持にあたって、委託者又は受託者は、善良なる管理者の注意義 務をもって秘密情報を管理しなければならない。また、委託者又は受託者は、秘密情報を必 要な範囲を超えて複写又は複製してはならず、複写・複製物は秘密情報に含まれる。
- 2. 次の各号のいずれかに該当することを書面により証明できる情報は、秘密情報に含まれない。
  - (1) 開示を受けた際、既に自ら保持していたもの
  - (2) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの
  - (3) 開示を受けた後、自らの責によらないで公知又は公用となったもの
  - (4) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく入手したもの
  - (5) 開示された情報を参照することなく独自に開発したもの
- 3. 委託者又は受託者は、自己の役員及び従業員に対して秘密情報を開示するときは、本契約において自己が負うのと同等の義務を当該役員及び従業員に課し、当該役員及び従業員による義務の履行につき一切の責任を負う。
- 4. 第1項にかかわらず、委託者又は受託者は、秘密情報を弁護士、公認会計士その他のアドバイザーであって法令上又は書面による合意に基づき秘密保持義務を負う者に開示することができる。
- 5. 第1項にかかわらず、委託者又は受託者は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。かかる公表又は開示を行った場合は、その旨を速やかに相手方に通知する。

#### 第 10 条 (法令等の遵守)

受託者は、本件業務を遂行するにあたり、適用される関連業法及び関連法規を遵守するとともに、受託者の従業員にもこれらを遵守させなければならない。

#### **第 11** 条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日にかかわらず、2022年10月01日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに委託者又は受託者から文書による別段の意思表示がない場合、自動的に1年間延長され、その後も同様とする。

### 第 12 条 (契約の変更)

委託者が別紙「業務仕様書」の内容の全部又は一部の変更を希望する場合、直ちに受託者に 通知し、委託者受託者別途協議の上、変更に合意したときには覚書を締結する。

### 第 13 条 (中途解約)

委託者又は受託者は、本契約期間中いつでも1か月以上前に受託者に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

#### 第 14 条 (解除)

- 1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2. 委託者又は受託者は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
  - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反があったとき。
  - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
  - (4) 本契約、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき。
  - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、又はこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき。
  - (8) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
  - (9) 自ら振出し若しくは裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき。
  - (10) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編 その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
  - (11) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。
  - (12) 解散し、又は事業を廃止したとき。
  - (13) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき。
  - (14) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。

- (15) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- 3. 前二項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

### 第 15 条 (損害賠償)

委託者及び受託者は、本契約に違反することにより相手方又は第三者に損害を与えた場合には、損害(弁護士費用を含む。)を賠償する義務を負う。

### 第 16 条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 委託者及び受託者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
  - (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること。
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に 非難されるべき関係を有すること。
- 2. 委託者及び受託者は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、 又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを確約する。
  - (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
  - (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
  - (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
  - (4) その他これらに準ずる行為
- 3. 委託者及び受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告なく、書面による意思表示によって直ちに本契約を解除することができる。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした当事者は、解除権を行使した当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできない。
- 4. 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨 げない。

### 第 17 条 (本契約上の地位等の譲渡禁止)

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### 第 18 条 (不可抗力)

地震・津波・台風・豪雨・豪雪その他の天災地変、戦争、テロ、内乱、暴動、感染症等の公衆衛生に関する緊急事態、政府又は政府機関の行為、労働争議、停電、電気通信の中断・中止、輸送機関の事故その他委託者の支配を超える障害、いわゆる不可抗力により、本件業務が中止若しくは延期となった場合には、委託者及び受託者は、事前の催告なく、この契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合、解約が受託者に不利な時期になされたときは、受託者は、委託者に対し解除により生じた損害の賠償請求をすることができる。

#### 第 19 条 (存続条項)

本契約終了後も、第2条第4項(資料等の返却・廃棄)、第5条(権利の帰属)、第9条(秘密保持)、第15条(損害賠償)、第17条(本契約上の地位等の譲渡禁止)、本条、及び第21条(準拠

法及び管轄)の規定の効力は存続する。

# 第 20 条 (誠実協議)

委託者及び受託者は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈上に疑義が生じた場合は、法令の定めによるほか誠意をもって両者協議し、その解決にあたる。

# 第 21 条 (準拠法及び管轄)

- 1. 本契約は、日本法を準拠法とし、それに従って解釈される。
- 2. 本契約に関する訴訟は、無常地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約の締結を証する為、本契約書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、委託者受託者 各1通を保有する。

2022年11月01日 (委託者) 住 所 福岡県隠影区霧島1-2-9 会社名 株式会社ディメンションブレイク 代表者 霧島 無月

# (受託者)

住 所 愛知県無常町星影6-18-7 会社名 株式会社シルエットナイト 代表者 朧月 夜音 (別紙)

### 業務仕様書

1. 業務内容: 下記のとおりとする。 なお、下記にて取り決めた内容以外に関しては受託者又はスタッフが実施可能と認めた範囲 であれば委託者と直接相談し時間の範囲内で実施可能とする。

別紙参照

2. 業務場所:下記のとおりとする。

東京都霜夜区銀嶺1-2-3

3. 委託料:

1回 金100,000円(税込) 月額 金200,000円(税込)

4. 業務開始日: 2022年11月01日

- 5. 業務日数:本契約における業務日数は、以下のとおりとする。 週3回、1回あたり5時間
- 6. 業務時間の延長:

業務当日に、委託者が時間の延長を希望する場合、延長は30分単位とし、別途延長料金として、30分あたり金2,000円(税込)を支払う。

7. 稼働人数の追加:

委託者が稼働人数の増員を希望する場合、増員は1名単位とし、別途増員料金として、1名あたり1時間金3,000円(税込)を支払う。